



宮 崎 県 公 報

平成23年12月28日（水曜日）号外 第 90 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

人事委員会告示

○有給休暇の承認の基準の特例に関する告示の一部を改正する告示……………	1
-------------------------------------	---

人事委員会告示

有給休暇の承認の基準の特例に関する告示の一部を改正する告示をここに公表する。

平成23年12月28日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会告示第 4 号

有給休暇の承認の基準の特例に関する告示の一部を改正する告示

有給休暇の承認の基準の特例に関する告示（平成23年宮崎県人事委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第 1 号）第22号の規定の平成23年における適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第 118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、10日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この告示は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第 1 号）第22号の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第 118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、10日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この告示は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。